

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 1 月 31 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1700293 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1700215 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 6 月 1 日から昭和 60 年 9 月 6 日まで

A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、私が所持する各月の給料支払明細書（昭和 57 年 12 月分から昭和 58 年 7 月分まで）の支給額合計の半分ほどの額であるので、給料の支給額合計に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、昭和 51 年 6 月から昭和 53 年 6 月までの期間は 7 万 2,000 円、同年 7 月から昭和 55 年 9 月までの期間は 8 万円、同年 10 月から昭和 60 年 8 月までの期間は 8 万 6,000 円と記録されているところ、請求者から提出された、請求期間のうち昭和 57 年 12 月分から昭和 58 年 7 月分までの給料支払明細書によるところ、昭和 57 年 12 月分から昭和 58 年 3 月分までの期間の各月の支給額合計は 15 万 5,000 円、昭和 58 年 4 月分から同年 7 月分までの期間の各月の支給額合計は 16 万円であることから、当該給料支払明細書に係る期間における各月の支給額合計は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された当該給料支払明細書によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、同僚の一人から提出された昭和 55 年 4 月分及び昭和 58 年 2 月分の給料支払明細書に記載されている支給額合計は、請求者と同様、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控

除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（8万6,000円）よりも、各月の給料支払明細書に記載された支給額合計（昭和57年12月分から昭和58年3月分までの期間は15万5,000円、昭和58年4月分から同年7月分までの期間は16万円）に見合った報酬月額は高額であるものの、当該オンライン記録で確認できる標準報酬月額（8万6,000円）は、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（8万6,000円）と同額であることから、訂正は認められない。

このほか、請求者の、上記給料支払明細書の期間及び当該期間以外の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない上、休眠会社であったA社を引き継いだとしているB社は、A社に係る請求期間当時の資料を保管しておらず、また、当時の事業主は亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の届出及び厚生年金保険料控除について不明である旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。